

最終更新日:2020年10月29日

株式会社 山王

代表取締役社長 三浦 尚

問合せ先:管理本部 045-542-8241

証券コード:3441

<http://www.sanno.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスの充実は企業の成長に欠かせない重要課題として捉えており、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より実効性の高いコーポレートガバナンスの確立に取り組んでおります。

- ・株主が適切に権利を行使することが出来る環境の整備と、株主の平等性の確保に努める。
- ・株主、顧客、取引先、従業員、債権者や地域社会等様々なステークホルダーの権利と利益を尊重し、適切な協議に努める。
- ・会社情報や経営目標の達成状況の開示を適切に行うとともに、透明性を確保する。
- ・社外取締役が過半数の監査等委員会の監査・監督により、取締役会の機能の強化を図る。
- ・株主との建設的な対話を促進する体制の整備に努め、株主との対話により企業価値を高めていくよう努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本的な考え方にも記述しておりますが、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
荒巻 芳幸	769,480	16.67
(有)山旺商事	528,000	11.44
山王貴金属(株)	209,700	4.54
(株)りそな銀行	192,000	4.16
荒巻 拓也	153,000	3.31
株式会社SBI証券	143,400	3.11
荒巻 喜代子	124,140	2.69
住友生命保険相互会社	100,000	2.17
山王従業員持株会	94,060	2.04
荒巻 典之	73,000	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

1. 当社は自己株式384,074株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持ち株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

7 月

業種

金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
肥後 治樹	学者											○
神尾 諭	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
肥後 治樹	○	○	——	肥後治樹氏は、国税庁入庁後30年以上にわたる国税業務経験を通じ、企業財務・税務分野での豊富な知識・業務経験を有しており、客観性・中立性をもって経営の監視役として適任と判断し、かつ、当社役員就任後も当社と特別利害関係を有すること、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、肥後氏を独立役員として指定いたしました。 また、現在は亜細亜大学法学部教授ですが、亜細亜大学と当社の間においては取引関係はございません。

神尾 諭	○	○	——	神尾 諭氏は、独立役員の属性情報に該当しますが、株式会社りそな銀行を2015年4月に退職しております。現在は傘下のりそなビジネスサービス株式会社顧問ですが、りそなビジネスサービス株式会社と当社の間に取引関係は一切ございません。 また、これまでの金融機関における支店長等の要職を歴任し、豊富な業務経験を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観性・中立性をもって経営の監視役として適任と判断し、かつ当社役員就任後も当社と特別利害関係を有すること、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、神尾氏を独立役員として指定いたしました。
------	---	---	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社規程の内部統制基本方針において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項として、内部監査室または管理本部(総務部・経理部)所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することが出来ることを定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しております。監査等委員会と会計監査人は、監査計画、監査実施状況、その他必要に応じて情報交換、意見交換等を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性と効率性の向上に努めております。内部監査部門として、内部監査室を設置しております。監査等委員会は定期的に内部監査室から内部監査の報告を受けるとともに、内部監査についての指示・助言を行うことで、相互連携を深め監査の実効性確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

取締役会及び監査等委員会に出席し、客観的・中立的な経営監視の観点及び、2氏の持たれる豊富な専門知識と経験を活かして、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
当社は独立役員の資格を満たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

- (1) 取締役の報酬等
取締役の報酬等は、固定の月額報酬と業績連動の役員賞与により構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支給します。

す。

・月額報酬

各取締役の責務や目標の達成度等に基づき、執行側で個人別に報酬案を作成し、社外取締役を中心として構成される監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で決議することにより定めます。

・役員賞与

連結業績及び配当方針等を考慮し算定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役に支払った報酬(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

取締役(監査等委員を除く) 6名 85,522千円
取締役(監査等委員) 5名 23,880千円
(うち社外取締役) (4名 11,940千円)

合計 11名 109,402千円
(うち社外取締役) (4名 11,940千円)

- (注) 1. 上記には、2019年10月29日に退任した取締役1名(監査等委員でないもの)、取締役2名(監査等委員)が含まれております。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額は、2015年10月28日開催の第57回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年10月28日開催の第57回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、固定の月額報酬と業績連動の役員賞与により構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支給します。

・月額報酬

各取締役の責務や目標の達成度等に基づき、執行側で個人別に報酬案を作成し、社外取締役を中心として構成される監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で決議することにより定めます。

・役員賞与

連結業績及び配当方針等を考慮し算定することとしており、業績への貢献が報酬へ反映されるよう基本的に親会社株主に帰属する当期純利益を当該報酬に係る指標としています。

当該期における役員賞与は、売上高7,947百万円、営業利益179百万円、経常利益86百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が171百万円となり、利益を確保することができましたが、当社の業績及び経営環境を総合的に勘案いたしまして、支給を見送ることいたしました。

2 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、固定の月額報酬のみで構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支給します。

・月額報酬

適正な水準を考慮し、社外取締役、それ以外の別、常勤、非常勤の別、監査等委員会における職務の別等により定めます。

・役員賞与

監査等委員である取締役に對しては、役員賞与は支給しません。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、取締役会及びその他重要な会議において、事前に資料等配布するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であります。当社取締役による業務執行の監視及び監査・監督につきましては、取締役会及び監査等委員会で行っております。

〈取締役会〉

当社の取締役会は、取締役8名、うち監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。「経営戦略の決定」と「取締役の業務執行の監督」をよりの確に行うため、原則として月次定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確で合理的な意思決定をはかりつつ、活発な質疑応答により善管注意義務や忠実義務の履行を実践しております。

〈監査等委員会〉

監査等委員会は、社外取締役2名を含めた監査等委員である取締役3名で構成され、独立した立場で取締役の職務執行について厳正な監査を行うとともに、内部統制強化に資する助言提言を行っております。

また、監査等委員は監査法人や内部監査室と必要な情報や意見交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性確保に努めております。

〈内部監査室〉

当社は、社長直轄の内部監査室を設け専任者1名を配置し、国内全部署並びに海外子会社を対象に監査計画に基づき監査を実施し、業務執行の適正性を確保するとともに、業務改善に向けた具体的な助言や勧告を行い、監査状況は全て社長に報告されております。

なお、内部監査室長は経営会議等への出席並びに監査等委員会や監査法人とも連携をとり、監査の実効性確保に努めております。

〈経営会議、ISO マネジメントレビュー〉

当社は、海外子会社を含む各部門の状況把握や迅速かつ効率的な経営課題審議を行うために、代表取締役、取締役及び各部長・工場長、子会社社長からなる経営会議を原則として毎月1回開催しております。経営会議では、経理部による国内及び海外子会社の業績状況報告、予算実績比較、営業、生産、技術、品質、総務の現況報告を行い、審議機関としての役割と情報の共有化に努めております。その他、企業の社会的責任を品質・環境の視点から取り組むため、ISO マネジメントレビューを設置し、マネジメントシステムの年度方針、目標の決定や活動状況の協議・評価を、品質管理担当役員並びに国内部門長を構成メンバーとして、年2回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2015年10月28日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この理由といたしましては、取締役会における議決権を有する監査等委員が、経営の意思決定に関わることで、取締役会の監督機能の強化を図ることが出来るためであります。監査等委員は各部門への往査及び関係者へのヒアリングを通じ、経営課題の進捗状況や、社内動向の把握に努めるなどにより、当社にとって経営の健全性確保、達成状況のタイムリーな開示、経営の責任が明確にされ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方が実現されます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2020年10月開催の定時株主総会よりインターネットによる議決権行使を採用しております。
その他	当社ホームページ(http://www.sanno.co.jp/)内に株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページ(http://www.sanno.co.jp/)内のIR情報サイトに決算説明会資料の掲載をしています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算開示期の決算説明会を開催しております。 中間決算期は決算説明の資料をホームページに掲載しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.sanno.co.jp/)内のIR情報サイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部、IR担当役員:代表取締役社長 三浦 尚	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001 の認証を取得し、環境保全に取り組んでおります。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本方針】

当社の取締役会は、取締役8名、うち監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。「経営戦略の決定」と「取締役の業務執行の監督」をより的確に行うために、原則として月次定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確で合理的な意思決定を図りつつ、活発な質疑応答により善管注意義務や忠実義務の履行を実践しております。

また、海外子会社を含む各部門の状況把握や迅速かつ効率的な経営課題審議を行うために、代表取締役、取締役及び各部長・工場長、子会社社長からなる経営会議を原則として毎月1回開催しております。経営会議では、経理部による国内及び海外子会社の業績状況報告、予算実績比較、営業、生産、技術、品質、総務の現況報告を行い、審議機関としての役割と情報の共有化に努めております。

その他、企業の社会的責任を品質・環境の視点から取り組むため、ISO マネジメントレビューを設置し、マネジメントシステムの年度方針、目標の決定や活動状況の協議・評価を、品質管理担当役員並びに国内部門長を構成メンバーとして、年2回開催しております。

監査等委員会は、社外取締役2名を含めた監査等委員である取締役3名で構成され、独立した立場で取締役の職務執行について厳正な監査を行うとともに、内部統制強化に資する助言提言を行っております。

また、監査等委員会は監査法人や内部監査室と必要な情報や意見の交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性確保に努めております。

なお、会社と社外取締役との間に当社株式の保有を除き、人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。

内部統制につきましては、内部統制基本方針を柱に、取締役による業務執行の監視及び監査・監督につきましては、取締役会及び監査等委員会で行っております。また、社長直轄の内部監査室を設け専任者1名を配置し、国内全部署並びに海外子会社を対象に監査計画に基づき監査を実施し、業務執行の適正性を確保するとともに、業務改善に向けた具体的な助言や勧告を行い、監査状況は全て社長に報告されております。

なお、内部監査室長は経営会議等への出席並びに監査等委員会や監査法人とも連携を取り、監査の実効性確保に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当会社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、会社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としています。

2. 整備状況

当社グループにおける法令違反や不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化に資するための内部通報制度を導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。

反社会的勢力からの不当要求等への対応については、警察、顧問弁護士等専門機関との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

《内部統制システムの仕組み》

